

日本原子力発電株式会社
敦賀発電所原子炉設置変
更許可申請（1号及び2
号原子炉施設の変更）の
一部補正の概要について

平成10年4月

1. 本文

1.1 2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備へ運搬される1号炉の使用済燃料の冷却期間の明確化

対象号炉：1号炉

変更概要：1号炉から2号炉へ運搬される使用済燃料の冷却期間に関して、1号炉の添付書類八に記載されているが、供用化されている使用済燃料貯蔵設備の冷却能力の観点から本文にも運搬される使用済燃料の冷却期間を記載する。

補 正 前	補 正 後
五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造 使用済燃料は、速へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、1号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の水中に貯蔵するとともに、必要に応じて2号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。	五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造 使用済燃料は、速へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取扱装置により移送し、1号炉原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、 <u>570日以上冷却した後、2号炉原子炉建屋内へ運搬し、同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</u>

1.2 使用済燃料ピット水浄化冷却設備の設計方針の明確化

対象号炉：1号炉及び2号炉

変更概要：使用済燃料ピット水浄化冷却設備に関して、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49.2(2)に対する適合性の観点から、除熱に関する設計方針を記載する。

補 正 前	補 正 後
五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (2)使用済燃料貯蔵設備 a. 構造 また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号及び2号炉共用）を設ける。	五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (2)使用済燃料貯蔵設備 a. 構造 また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号及び2号炉共用）を設け、<u>使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</u>

2. 添付書類八

2.1 使用済燃料貯蔵設備の冷却能力の設計方針の明確化

対象号炉：2号炉

変更概要：使用済燃料ピット水浄化冷却設備に関して、設計方針を明確化する。

(申 請 前)	補 正 後
6. 原子炉補助施設 6.6 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 6.6.2 設計方針 (3) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備のうち、<u>使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器は多重性（複数）を考慮した設計とする。</u> 6.6.4 主要設備 (3) 使用済燃料ピット冷却器 本冷却器は2基設置しその冷却容量は、過去に取出された使用済燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されている時に燃料取替で原子炉から全炉心を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピット水平均温度を52℃以下に保つに十分なものである。また、使用済燃料ピットポンプ1台運転でも、使用済燃料ピット水平均温度を65℃以下に保つことができる。	6. 原子炉補助施設 6.6 使用済燃料ピット水浄化冷却設備 6.6.2 設計方針 (3) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備のうち、<u>使用済燃料ピットポンプは多重性（複数）を考慮した設計とする。</u> 6.6.4 主要設備 (3) 使用済燃料ピット冷却器 本冷却器は2基設置しその冷却容量は、過去に取出された使用済燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されている時に燃料取替で原子炉から全炉心を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピット水平均温度が<u>52℃を越えないように設計する。</u>また、<u>この場合において、</u>使用済燃料ピットポンプ1台運転でも、使用済燃料ピット水平均温度を65℃以下に保つ。